の残高が当初の残高の10%以下となった場合に限られること。

ヘ　原資産の譲渡契約に次の⑴から⑶までに掲げる条項のいずれも含まれないこと。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

⑴　原資産の信用力の向上を目的として、オリジネーターが証券化の裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項

⑵　譲渡日以降にオリジネーターによる最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを認める条項

⑶　原資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補完提供者その他のオリジネーター以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

ト　当該証券化商品に係る契約において、ホに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化商品を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

二　保険会社等が組成した保険の証券化商品であって、次のイからニまでに掲げる要件の全てを満たすもの。

イ　特別目的会社は、第七条第二項各号に該当しない事業体であって、再保険契約その他類似の契約により保険業を営む者からリスクを引き受け、弁済順位が保険会社等の再保険債務に劣後する債券の発行又はその他の資本調達手段により、当該リスク・エクスポージャーの全額に係る資本調達を行う事業体であること。

ロ　特別目的会社が複数の保険業を営む者からリスクを引き受ける場合には、いずれの保険業を営む者の清算手続によっても、特別目的会社の財務の健全性に悪影響が及ばないこと。

ハ　特別目的会社が、いかなる時点においても、次の⑴及び⑵に掲げる要件の全てを満たすこと。

⑴　特別目的会社が、その市場価額が当該特別目的会社の最大支払額（費用を含む。）以上である資産を常に有しており、かつ、支払期日において負債を支払うことができること。

⑵　債券発行又はその他の資本調達手段に係る発行代り金が完全に払込済みであること。

ニ　保険会社等から特別目的会社へのリスク移転及び特別目的会社から債務又は資本の提供者へのリスクの移転に関する契約上の取決めが、次の⑴から⑹までに掲げる要件の全てを満たすこと。

⑴　リスクの移転が、いかなる状況においても有効であること。

⑵　リスクを移転する範囲が明確に定義されていること。

⑶　債務又は資本調達手段の提供者の請求権が、いかなる時点においても、特別目的会社の保険会社等に対する再保険債務に劣後すること。

⑷　債務又は資本の提供者への支払後に特別目的会社が十分な資本を維持できなくなる場合には、当該支払が実施されないこと。

⑸　特別目的会社に対する債務又は資本の提供者が、保険会社等の資産に対する償還請求権を持たないこと。

⑹　特別目的会社に対する債務又は資本の提供者が、特別目的会社の清算手続開始の権利を持たないこと。

別表二（第十六条第一項第一号関係）

通貨	金融商品等
オーストラリア通貨	国債
ブラジル通貨	国債
カナダ通貨	国債
スイス通貨	国債
チリ通貨	金利スワップ
中華人民共和国通貨	国債
コロンビア通貨	金利スワップ
チェコ通貨	金利スワップ
デンマーク通貨	金利スワップ
欧州経済通貨統合参加国通貨	金利スワップ
英国通貨	金利スワップ
香港特別行政区通貨	金利スワップ
ハンガリー通貨	国債
インドネシア通貨	金利スワップ
イスラエル通貨	金利スワップ
インド通貨	金利スワップ
日本円	国債
大韓民国通貨	国債
メキシコ通貨	国債
マレーシア通貨	国債
ノルウェー通貨	金利スワップ
ニュージーランド通貨	金利スワップ
ペルー通貨	金利スワップ
フィリピン通貨	金利スワップ